

(制約事項)

私は、下記いずれかにも該当しません。この確約が虚偽又はこの確約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても意義は一切申し立てません。また、当方の個人情報情報を警察及び海上保安庁等の関係機関に提供する場合があることについて同意します。

1. 大会参加申込者として不適当な者（艇長及びクルーを含む）

- (1) 大会参加申込者（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事長、その他経営に関する者をいう。艇長及びクルーを含む。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 大会参加申込者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 大会参加申込者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、また便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営を利用するなどしているとき
- (4) 大会参加申込者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 大会参加者が、暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 大会参加申込者として不当な行為をする者（艇長及びクルーを含む）

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力をも言いて会計担当者の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

第1回 Yonabaru フィッシングフェス実施要領

趣 旨： 沖縄県本島東海岸の活性化と地域の交流を深めることを目的とする。与那原町及び与那原マリーナを広く PR することで県内外の観光客を誘致し与那原町をはじめ本島東海岸周辺を広く周知する。

名 称： 第1回 Yonabaru フィッシングフェス

開催期日： 令和3年5月9日（日）

開催地： 与那原マリーナ

主催： Yonabaru フィッシングフェス実行委員会

共 催： 与那原町、与那原・西原町漁業協同組合、サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体、与那原町商工会

後 援： 公益社団法人沖縄県地域振興協会、与那原まちづくり推進協議会

日 程： 令和3年5月9日（日）

トローリング 6:00 スタートフィッシング

14:00 ストップフィッシング

競技種目： トローリングの部

競技規則： 別に定める「Yonabaru フィッシングフェス競技規則」参照

表 彰： カジキ類 1位～3位

マグロ類 1位～3位

参加資格： 別紙1のとおりとする。

ボ ー ト： オーナーボート（自船）の使用を原則とする。

申込方法： 所定の申込書及び誓約書に必要事項を記入し、FAX、メール又は持参すること。

参加料等： トローリングの参加費について、参加申込後、事務局から参加決定（請求書）の通知を受けた後、1週間以内に指定口座に振り込むこと。※参加費の現金受付は不可。

申込期間： 令和3年3月22日（月）～4月20日（火）までとする。但し、先着順とし定員に達し次第、締切るものとする。

定 員： トローリング部門 30組

そ の 他： ①台風等の悪天候及び新型コロナウイルス感染拡大が予想される時は、延期及び中止について通知する。

②上記の経緯による中止及び参加者の都合によるキャンセルは、参加料を返金しないものとする。

③保険について事務局が加入する保険の保証の範囲内で対応する。

④競技中の傷病、事故等について主催者は、応急処置のみを行い、その他の責任については参加者の自己責任とする。

【問い合わせ先】 Yonabaru フィッシングフェス実行委員会事務局

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地(与那原町役場まちづくり課内)

TEL 098-945-7244 FAX 098-944-3365

メール： hokama.s@town.yonabaru.okinawa.jp

別紙 1

種目・項目	トローリング		備考
対象漁	カジキ類、マグロ類		
競技期日	令和3年5月9日(日)		
競技時間	6:00~14:00		
競技場所	本島南部東海岸 久高島沖		
受付登録	令和3年5月8日(土)16:00~17:00 場所：与那原マリーナ会議室		艇長会議及びTシャツ配布込も同時にいます
参加費	30,000円/艇 ※艇長含めクルー1人あたり2,000円徴収		トローリングの参加者は艇長含め3名以上とする。
保険加入	自船で加入する保険で対応すること ※保険の加入は必須		
表彰	チーム単位		
競技規則	別で「Yonabaru フィッシングフェス競技規則」に定める。		

Yonabaru フィッシングフェス競技規則

本規則は、Yonabaru フィッシングフェス（以下「大会」という。）の安全確保と円滑な大会運営を行なうため設ける。

第1条 参加希望者は、大会要項及び競技規則の内容に同意した上で所定の手続きをとり、参加資格を得るものとする。また18歳以下の参加には、保護者の承諾を必要とする。

2 トローリング部門に参加するチームは本大会の説明会議（艇長会議）に必ず出席するものとする。

第2条 競技種目は次のとおりとする。

①トローリング部門

第3条 対象魚は次のとおりとする。

カジキ類、マグロ類

2 上記のうちトローリング部門は1尾の重量がカジキ類50kg以上、マグロ類10kg以上を審査の対象とする。

第4条 競技は大会長の合図によりスタートし、17:00までに与那原マリーナ帰港を以て終了する。ただし、14:00の競技終了時間直前にヒットした場合は、その旨を大会本部に報告し指示を受けること。この場合、何の連絡もなく時間を守らなかった時は失格とみなす。

2 17:30までの遅刻は審判長の判断によるものとし、それ以後の帰港者は失格とする。

3 参加者は大会当日まで自己の責任において健康管理を行い、新型コロナウイルス感染防止の為、大会当日はマスク着用及びアルコール消毒を行い、競技中においても人と人との距離については、一定の距離を保ちつつ、競技を行うものとする。

第5条 競技上の安全確保のため、大会当日に海上波浪警報等が発令された場合は競技を中止する。ただし、台風接近の影響若しくは新型コロナウイルス感染拡大の懸念が考えられるときには、事前に中止及び延期の決定を行い、これを参加者に通知する。

2 波浪注意報及び海上濃霧注意報等発令中の場合は、波高・風速・視界など実情を考慮して、競技進行（時間の変更、短縮及び中止）については、事務局が審議し、実行委員長の判断を経て事務局長が通知する。

3 第1項及び第2項の経緯により、大会が中止になった場合においても、参加費の返金は認めないものとする。

第6条 船上における安全確保のため、競技者は艇長の指示に従って競技を行うこと。

第7条 競技者は時間を厳守し、競技の進行に支障をきたさないように留意すること。

また、体調悪化等により競技を途中棄権するときは、速やかに事務局へ連絡すること。

第8条 競技者は不当な申告等その他釣り人らしからぬ行為が見受けられたときは失格の原因となり、次回大会以降の参加資格を失う。

第9条 オーナーボート（自船）の使用を原則とし、割振りについては予め抽選によって決める。ただし、競技者間の申し合わせにより、抽選以外の方法により決めることもできる。

2 ボート1艇につきトロリングの場合、艇長含めクルーを3名以上とする。

第10条 参加費については、1艇ごとに参加費を支払うものとする。

第11条 釣果の検量及び審査は、競技者立ち会いのもとで行うこと。

2 検量及び審査の後、写真撮影を必ず行うこと。

第12条 釣果は競技者に所有権を有し、釣果の取り扱いについては必ず事務局に通告しなければならない。ただし、釣果の取扱いについて事務局に通告なき場合は、所有権を放棄したものとみなす。

第13条 競技審判長及び艇長は、ルールに違反した競技者について事務局の指示のもとに、違反者を失格させる権限を有する。

第14条 事務局の決定事項、又は他競技者の行為に対する異議申立を希望する競技者は、帰港30分以内に書面をもって事務局に申し出ること。

2 事務局は競技者の申立に対し裁定する。この裁定は、最終決定である。

第15条 表彰は、本規則第3条第2項に定める魚を対象として、各チーム（個人）が釣り上げた魚一匹の重量で魚種ごとに行う。

2 対象の魚種ごとに、最大重量の1匹のみ表彰の対象とする。

第16条 この規則に定めるもののほか、本大会の運営上必要な細則は、事務局が別に定める。